

○法務省関係総合特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件（平成二十六年三月二十八日内閣府・法務省告示第一号）

一部改正 平成二十七年一月二〇日内閣府・法務省告示第一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十四条の規定に基づき、法務省関係総合特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件を次のように定める。

法務省関係総合特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件

（用語）

第一条 この告示で使用する用語は、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号。以下「特区法」という。））、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）又は出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針（平成

二十四年法務省告示第二百二十七号。以下「高度人材在留指針」という。）で使用する用語の例による。

（高度人材在留指針における特別加算の規定の適用に係る特例）

第二条 指定地方公共団体が、特区法第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、高度人材外国人受入促進事業（国際戦略総合特別区域内において、特区法第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項に基づく租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）に定める課税の特例（以下「課税の特例」という。）の適用対象として認定地方公共団体が指定した本邦の公私の機関又は指定地方公共団体が特定国際戦略事業を実施するために必要な経費に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付する本邦の公私の機関において高度人材外国人の受入を促進し、対日投資の促進及び国際競争力強化を図る事業をいう。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、高度人材在留指針第三の五の表の特別加算の項の中欄イの規定の適用については、申請人の所属機関が課税の特例の適用対象として指定を受けている場合にあつては、当該機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして高度人材在留指針別表第二に掲げる法律の規定に基づく認定又は承認を受けているものと、指定地方公共団体から補助金の交付を受けている場合にあつては、補

助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして高度人材在留指針別表第三に掲げるものを受けているものと、それぞれみなす。

附 則（平成二十七年一月二十日内閣府・法務省告示第一号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。